

久屋大通 都市景観形成地区 景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークابل・景観推進課

住 所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話: 052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス: 052-972-4485
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市



はじめに

本市では、昭和62年3月に「久屋大通都市景観整備地区」を指定しました。都市景観整備地区では、公共施設の景観整備を実施するとともに、建築物や広告物などをつくる場合の守るべきルールとして都市景観形成基準を策定し、行為の届出に対して、この基準に基づく助言・指導を行ってきました。

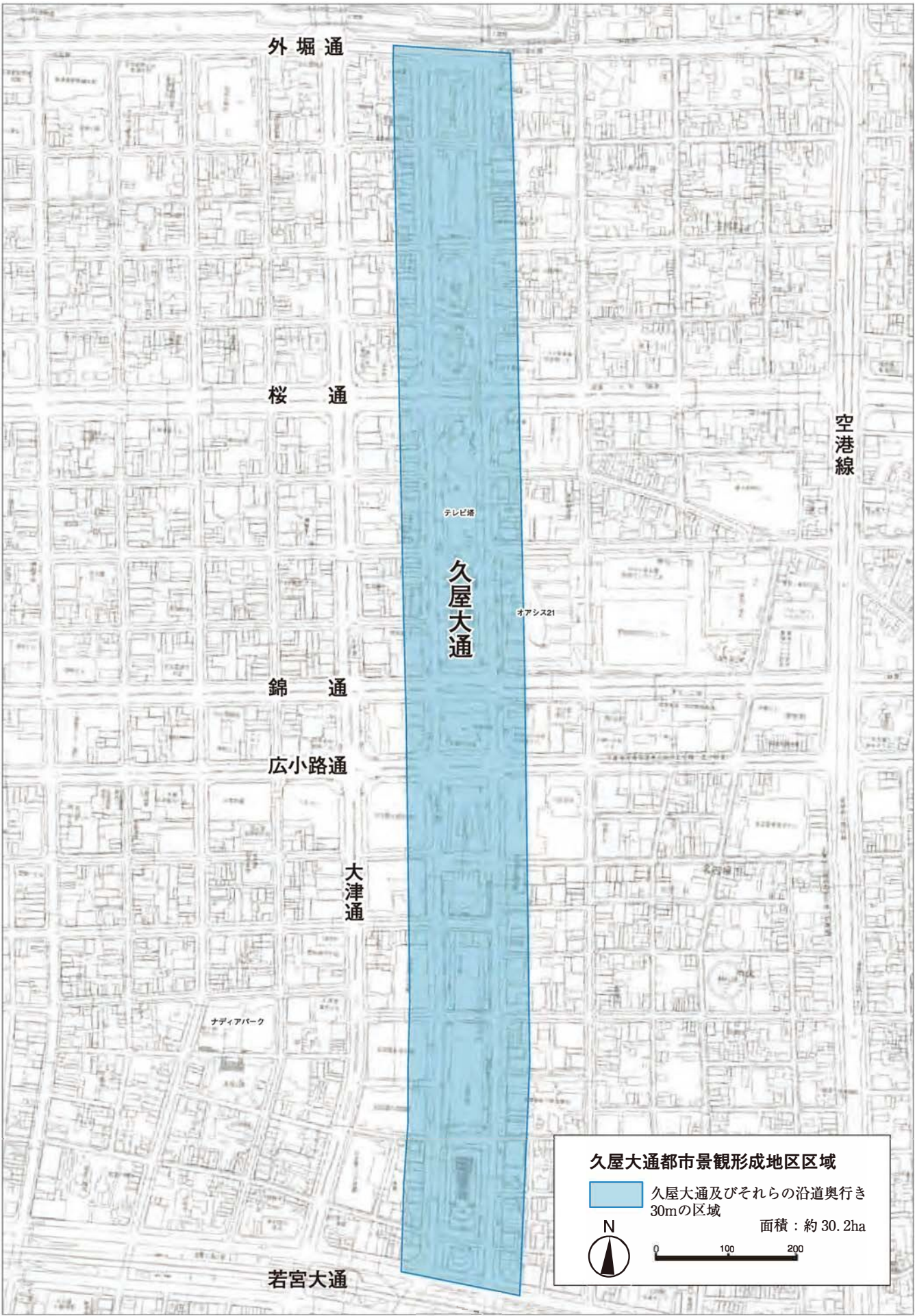
しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、運用面で実態に合わなくなってきたり、想定していなかった、さまざまな演出による広告物がみられるようになるなど、当時定めた基準では対応しきれないという状況の変化が現れてきました。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「久屋大通都市景観整備地区」を「久屋大通都市景観形成地区」と位置付け、平成19年10月より、新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

基本方針

スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都心空間とします。

- 久屋大通都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物を計画する場合には、都市景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、久屋大通地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



建築物

基本事項

1

建築物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。

2

建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。

3

久屋大通から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

規模

4

建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。

色彩

5

外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。

ただし、面積を抑え、アクセントとして効果的に用いられる色彩については、この限りでない。

久屋大通地区は、スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい、洗練されたデザインの街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、公園や周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。さらに、通りから見える側面についても配慮してください。

久屋大通は、建築物の全景を容易に見ることのできる、都心でも数少ない大きな空間を持つ通りです。このスケール感に合った街並みとしていくため、量感のある建築物とするよう努めてください。共同化などが出来ない場合は、隣地の建築物と高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すよう努めてください。



彩度の高い色や、赤、黄、オレンジ、青などの目立ちやすい色は注意して使用してください。

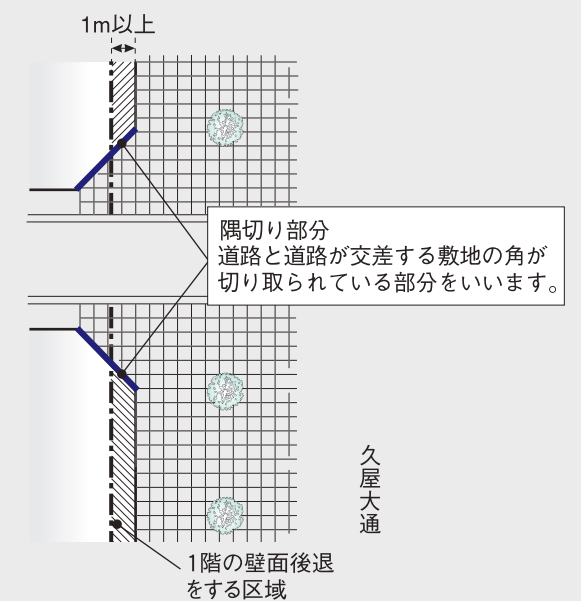
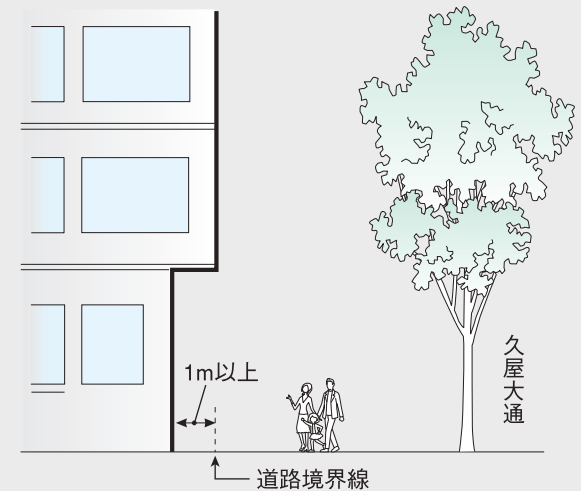
壁面の位置（1階部分）

6

歩道との一体感を確保するため、久屋大通に面する1階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から久屋大通の道路境界線までの距離は、1m以上とする。

ただし、隅切り部分は、同一街区内部における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

都心商業業務地としてのにぎわいを作り出し、歩行者に楽しさや親しみやすさを感じさせるよう、1階部分の快適化に努めてください。



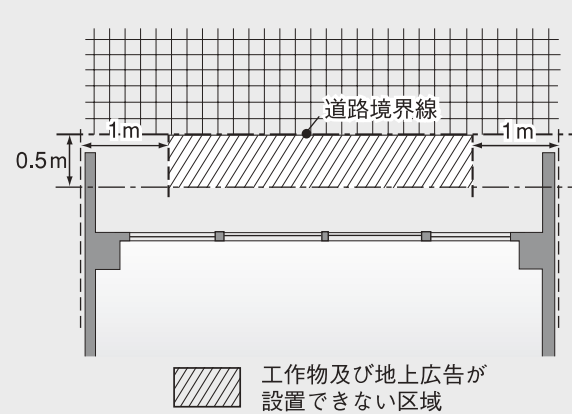
建築物

壁面後退区域

7 久屋大通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から0.5m以内の区域の地上には、工作物及び地上広告は設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

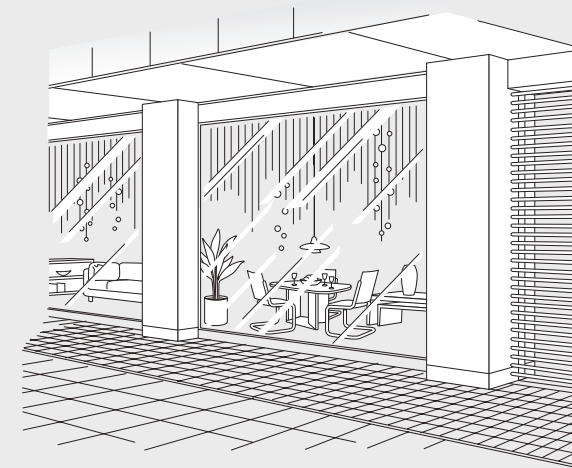
- ・ 植栽ます
- ・ 隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物
- ・ 工事用の仮設物
- ・ 隣地境界線から1m以内に設置する工作物及び地上広告



8 久屋大通と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。

1階部分

9 久屋大通に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。



ガラス面内側からの表示

10 建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、街並みとの調和に配慮する。



シャッター

11 久屋大通に面するシャッターは、シースルー化を図る。

ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。



駐車場

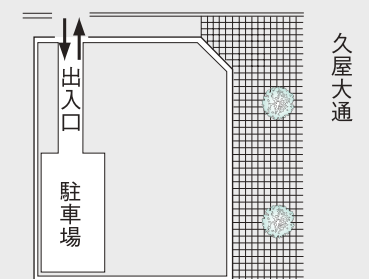
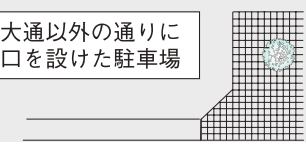
12 駐車場の出入口は、原則として久屋大通に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、久屋大通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

13 駐車場は、久屋大通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

久屋大通以外の道路に面しない敷地で、やむを得ず久屋大通に面して駐車場出入口を設ける場合は、殺風景な印象を与えないよう、内部照明や内装等に十分配慮してください。

● 久屋大通以外の通りに出入口を設けた駐車場



建築物

建築設備など

電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路及び公園から目立たないよう工夫する。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。
ごみ収集設備は、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

屋上

屋上部分は、テレビ塔からの景観に配慮する。

テレビ塔からの眺望は、名古屋を象徴する景観となります。テレビ塔周辺の屋上は特に目立ちますので、すっきりとした美しい印象を与えるよう努めてください。

夜景の演出

久屋大通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

夜の久屋大通を歩きたくなるような、魅力的な夜景の演出を行い、久屋大通のイメージを高めるよう努めてください。

角地

主要交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

主要交差点の角地は、街を特徴づけ、街の座標となり目立つ場所です。人々に親しまれるような街のシンボルとなり、待ち合わせのできる街角としていくよう努めてください。

工作物

基本事項

工作物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。

久屋大通地区は、スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい洗練されたデザインの街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、公園や周辺の街並みおよび建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

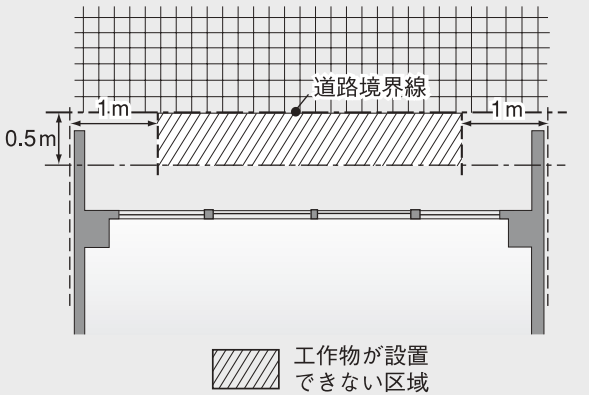
19

工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

20

久屋大通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区内部における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から0.5m以内の区域の地上には、工作物は設置しない。

- ただし、以下のものについては、この限りでない。
- ・植栽ます
 - ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物
 - ・工事用の仮設物
 - ・隣地境界線から1m以内に設置する工作物



工作物

さく・塀

21

さく・塀は、可能な限り久屋大通に面して設置しない。

ただし、やむを得ず設置する場合は、街並みとの調和に配慮する。

日よけ・雨よけテント

22

日よけ・雨よけテントは、久屋大通に突き出さない。

日よけ、雨よけの目的で設けられる小規模なテント（簡易な巻き上げ、軒出し等）の突出は、敷地内で収め、歩道上には突出さないようにしてください。

駐車場

23

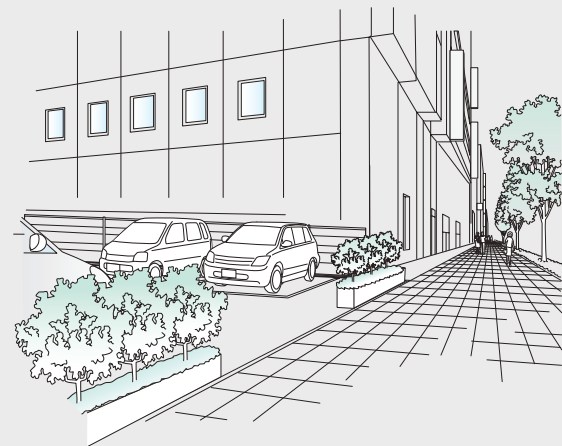
駐車場の出入口は、原則として久屋大通に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、久屋大通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

24

久屋大通に面する駐車場は、外周の緑化を行うなど、街並みとの調和に配慮する。

外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。



工事用の囲い

25

久屋大通に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

自動販売機

26

自動販売機は、久屋大通に直接面して設置しない。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

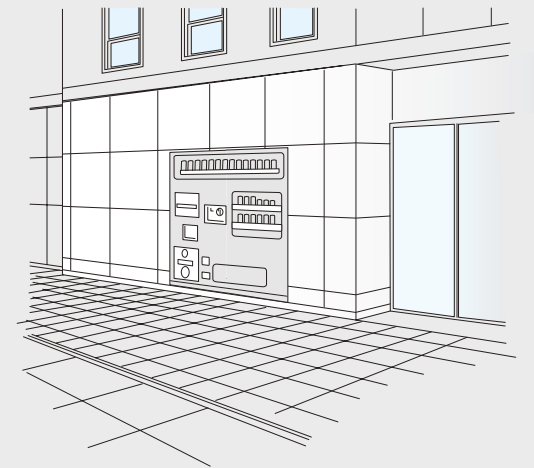
その他

27

道路及び公園に設ける工作物は、周辺の景観に調和したデザインとする。

工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。

景観上の配慮がされているものとは、自動販売機が建築物の中に組み込まれていたり、建築物と同じ色の塗装が行われ、一体感を出し、街並みと調和した状態となっているものをいいます。



広告物

33

白抜きの例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。
屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

28

広告物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。

屋外広告物は、都市景観を形成する重要な要素です。久屋大通の緑豊かでスケールの大きな空間を引き立て、落ち着いた街並みにしていくため、屋外広告物の設置は出来るだけ少なくするとともに、どうしても必要な広告物については、最小限の大きさで、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

29

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

30

広告物は、自家用広告物とする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。
自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

31

広告物は、久屋大通上空に突き出さないよう努める。

歩行者の視線をさえぎることがあり、街の景観に与える影響が大きいため、制限を設けています。

色彩など

32

高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

33

表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合は、以下のとおりとする。
・彩度14を超える色は使用しない。
・表示面積の2/3以上は彩度10以下又は表示面積の3/4以上は彩度12以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

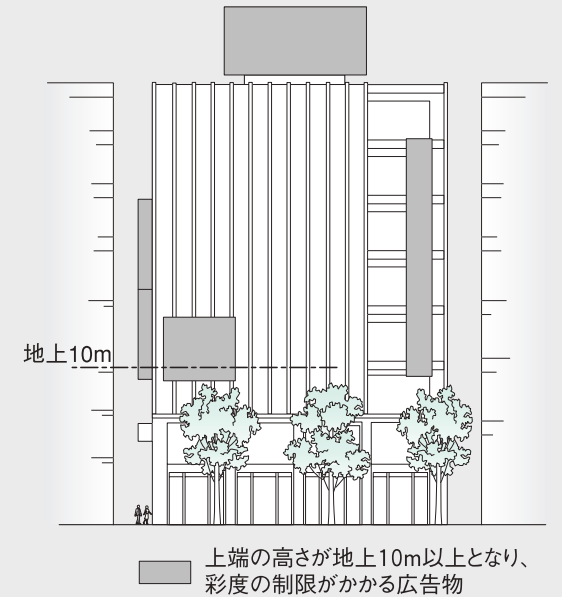
34

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

35

文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目処とします。
高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

広告物

照明など

36

点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

37

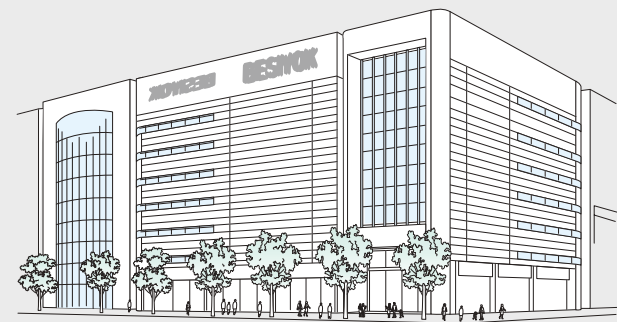
周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

屋上広告

38

建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



39

広告物の高さは、建築物の高さの1/3以下とする。
また、広告物の横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

40

表示面に使用する色数は、地色を含め4色以下とする。

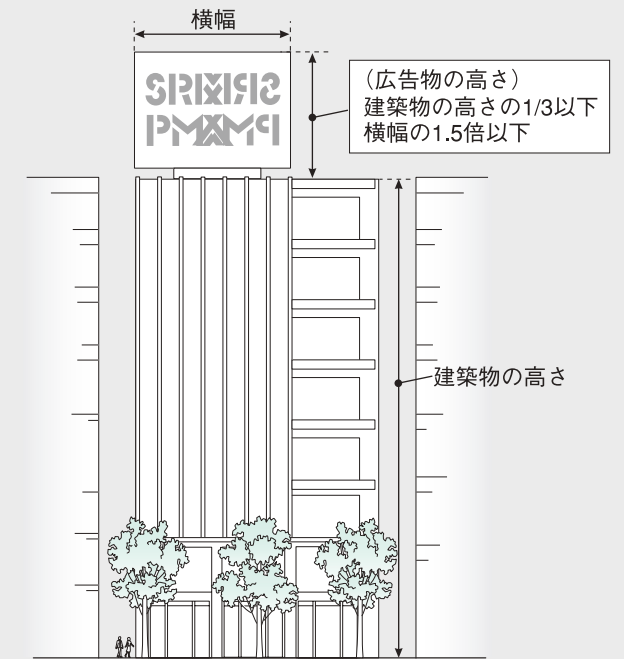
ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

41

骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

42

屋上広告塔の上部、屋根面に広告を表示しない。



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものとならないよう配慮してください。

フルカラーの写真は、掲出できません。屋上広告は、シンプルな配色によりデザインするよう心がけてください。

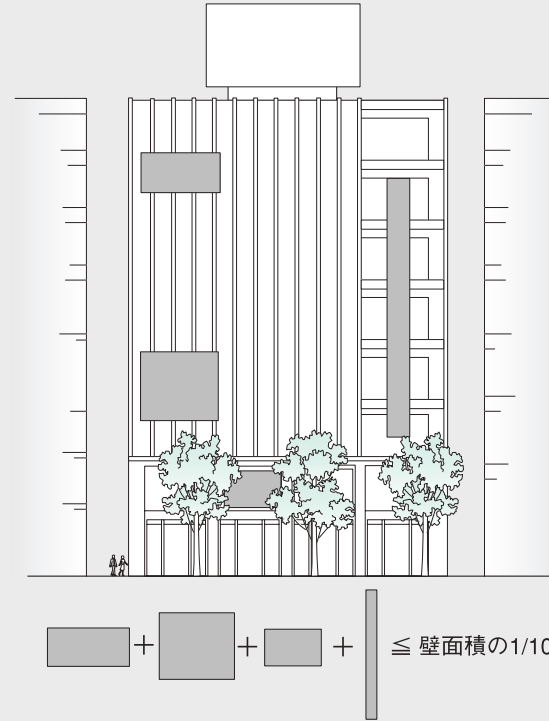
広告物

壁面広告

43

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。
壁面積とは、壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めます。



※屋上広告の表示面積は、壁面積には含みません。

隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

突出広告（久屋大通に面するものに限る）

44

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

45

下端の高さは、4.5m以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

46

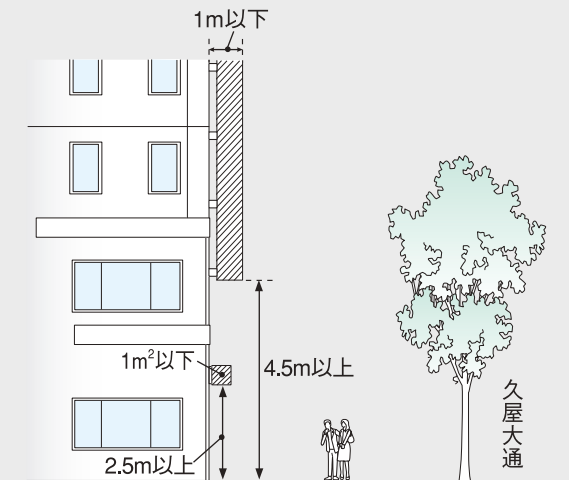
一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

47

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

広告物

地上広告

48

地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は5㎡以下とする。

 ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

49

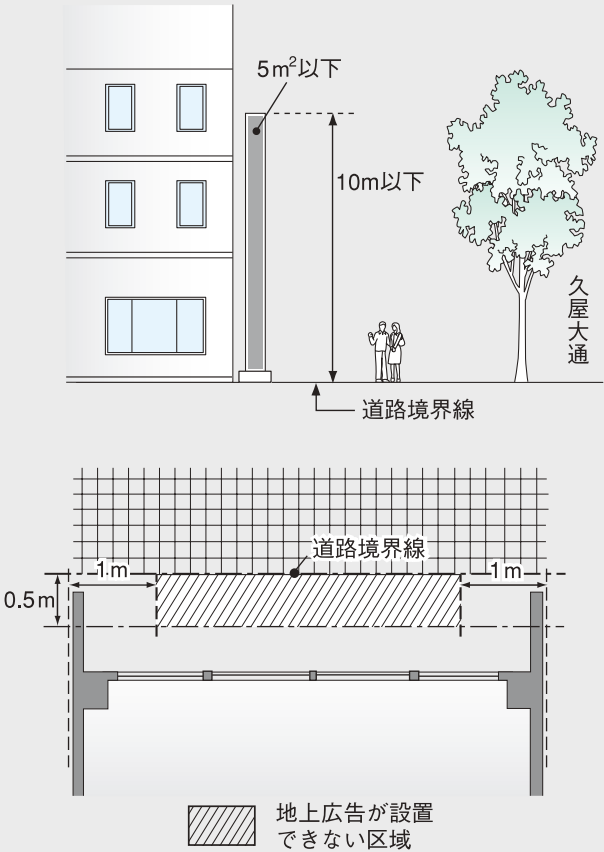
久屋大通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から0.5m以内の区域には設置しない。

 ただし、隣地境界線から1m以内に設置するものについては、この限りでない。

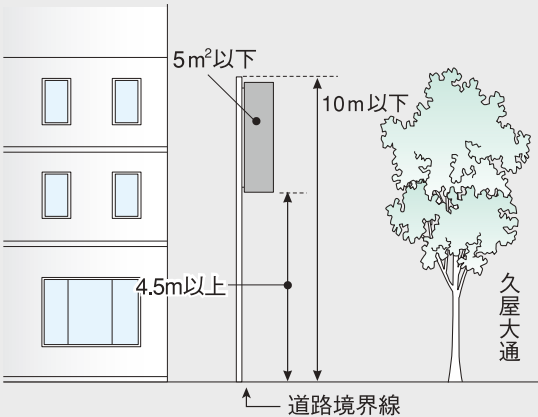
50

久屋大通上空に突き出すものは、下端の高さを4.5m以上とする。

地上広告とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。
 地上広告は、周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



置き看板・広告旗など

51

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- ・都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合。（市長が期間を短縮した場合を除く。）
- ・屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- ・都市景観形成地区内において表示面積の合計が5m²を超え10m²以下の自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

既存のものへの基準の適用

- ・平成19年10月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

届出対象とならない行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為
 - ・地下に設ける建築物、工作物の建築等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・消火設備
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
 - ・景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
 - ・景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
 - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
-
- ・都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を越えないもの
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・修繕等を行う外壁の面積が10平方メートル以下である建築物又は工作物 など

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

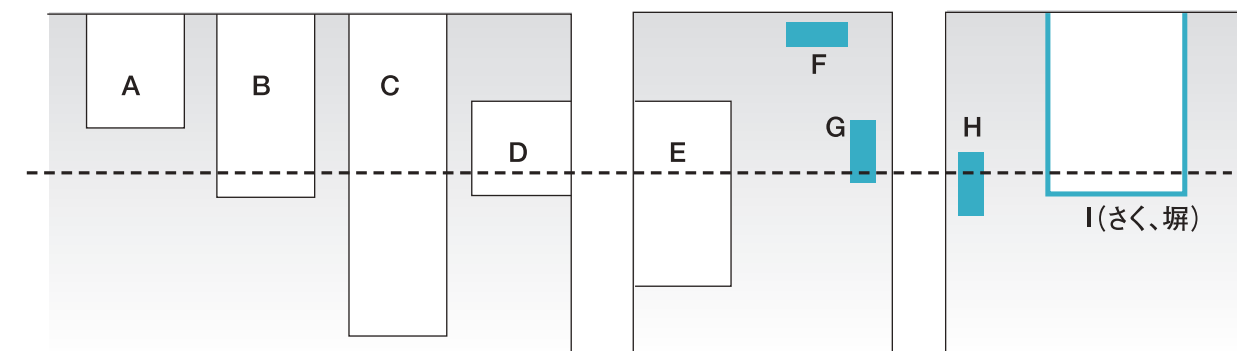
- ・敷地が主要道路（久屋大通）に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 ……基準 を適用しません。

工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

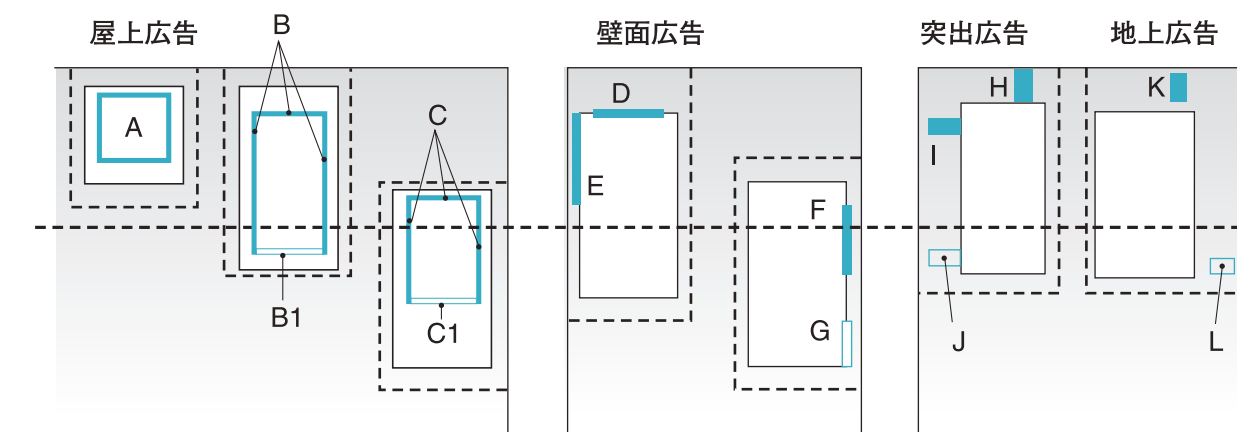
F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



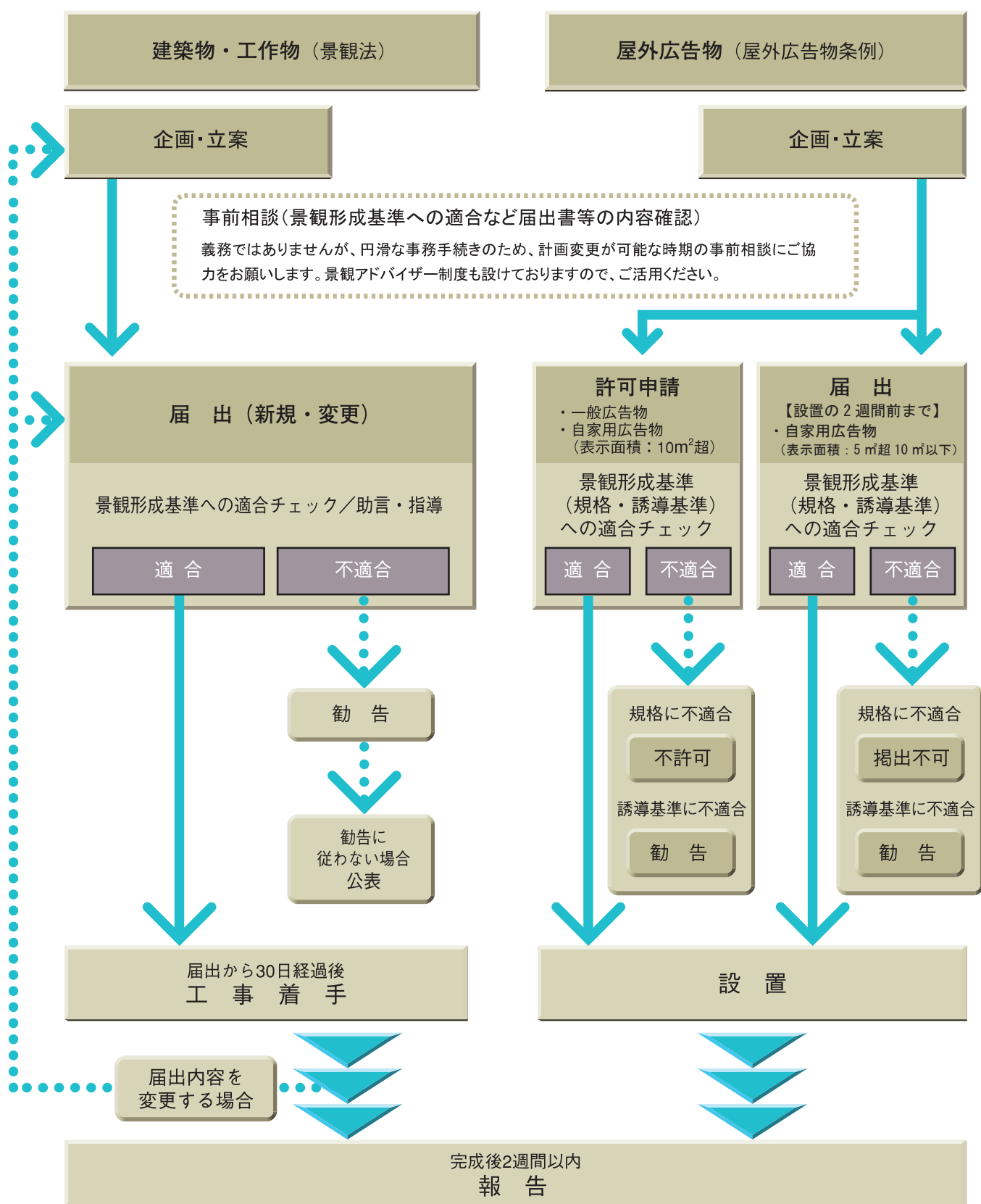
広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A B、C、D、E、F、H、I、K ……基準 を適用します。
B1、C1、G、J、L ………基準 を適用しません。



景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
 ※建築物・工作物の未届出や虚偽の届出等に対しては、罰則が設けられています。
 ※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

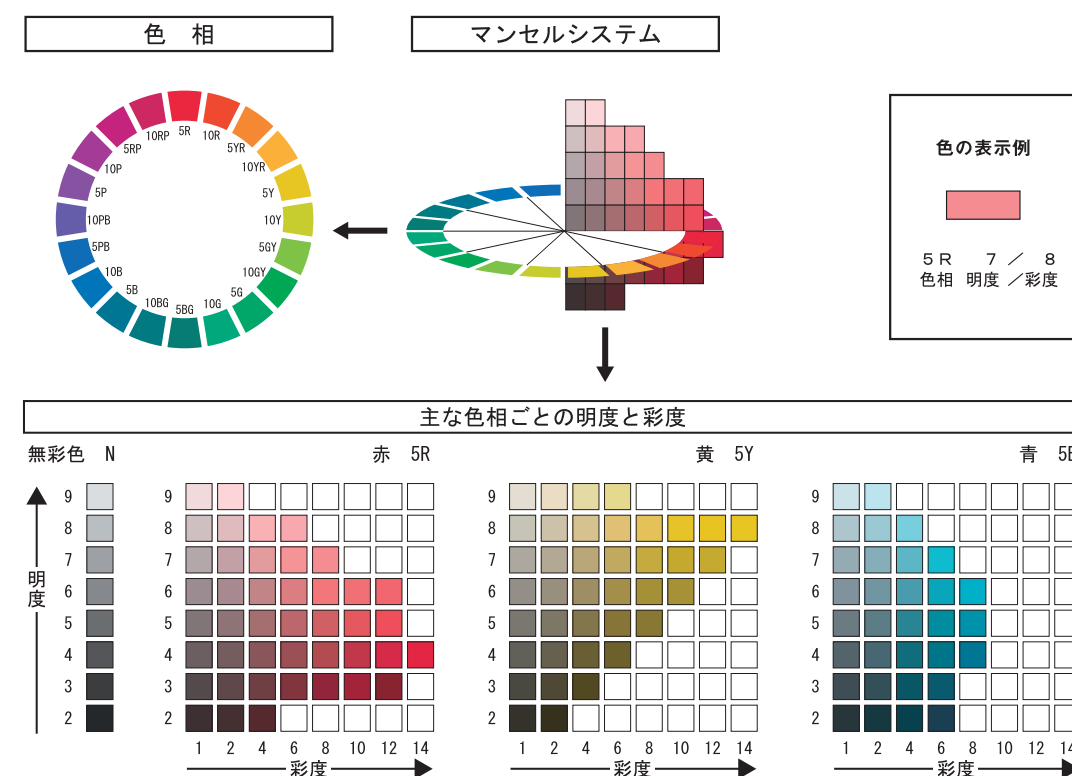
維持管理について



- 管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は久屋大通地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- 景観法とは**
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- 景観計画とは**
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- 彩度**
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。